

令和元年度 第5回石狩市都市計画審議会

会議日時：令和2年2月17日（月） 14時30分～

会議場所：石狩市庁舎5階 第1委員会室

出席者：岡本会長、伊藤委員、神代委員、梅本委員、中村委員、長原委員

事務局長：清水建設水道部長

事務局：佐藤建設総務課長、木本主査、植木主査

傍聴者：1名

<事務局：佐藤課長>

皆様、お疲れ様でございます。定刻となりました。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本審議会の進行を務めます、事務局の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、事務局よりご連絡申し上げます。はじめに、本日の審議会でございますが、三津橋委員、氏家委員、井田委員、田中委員の4名より欠席される旨の申し出がございました。それによりまして、出席者は委員10名の内6名であり「石狩市都市計画審議会条例第5条第1項」に規定する委員の二分の一以上の出席となります事から、会議は成立している事をご報告いたします。次に、前回の審議会における傍聴者は5名でございます。意見の提出はございませんでした。以上で報告を終了いたします。

次に、議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。まず、郵送により次第を送らせていただいております。それから前回の継続的な資料といたしまして「都市整備骨格方針（案）について」の厚い綴りでございます。それから「石狩市都市整備骨格方針 策定経緯」のカラー版、それから本日机の上に置かせていただいております資料といたしまして「第4回都市計画審議会における審議内容について」のホチキス止めでございます。委員の皆様、お揃いでしょうか。それでは会長、よろしくお願いいたします。

<岡本会長>

はい、よろしくお願いいたします。先週に引き続きという事で、お忙しい中本当にありがとうございます。それでは、第5回審議会を開催いたします。本日の議題は次第にありますとおり「石狩市都市整備骨格方針（案）について」の継続審議となっています。前回共通認識させていただいていますが、ボリュームが多いという事で2回にわけて審議していくという形になっています。前回はいくつかの経緯の確認と、第1章から第3章までを審議いただいたかと思います。本日は前回のおさらいを簡単におこなって、そのあと第4章「緑の基本計画」、第5章に移って説明させていただいて審議していくという形になりますのでよろしくお願いいたします。審議終了後、諮問いただいていますから答申を出すという形になるのでその点もご理解いただきたいと思います。

それでは最初に、おさらいも兼ねて前回審議会の審議内容という要約版の資料が出ていますので、これに基づいて事務局から説明いただきたいと思います。お願いします。

<説明員：木本主査>

建設水道部建設総務課計画担当の木本です。よろしくお願いします。

私の方から、前回、2月4日開催の第4回本審議会における審議内容についてご報告をさせていただいたのち、前回に引き続きまして「石狩市都市整備骨格方針（案）」について、本日は第4章からご説明させていただきます。座ってご説明させていただきます。

本日の説明につきましては、前回同様お手元の資料で進めさせていただきたいと思いますが、一部スライドを使つてのご説明もさせていただきます。

はじめに、前回、2月4日開催の第4回本審議会における審議内容についてご報告させていただきます。前回の審議会でもいただいたご意見の内容は、本日お配りさせていただいた資料の1ページから3ページのとおりとなっております。

資料の1ページをご覧ください。表の左からご意見をいただいた委員のお名前、右に移って都市整備骨格方針（案）の該当ページ、その右が質問・意見等、その右がご意見に対する審議会当日の事務局の回答、そしてその右が前回の審議会後の事務局の対応といたしまして、審議結果を受けておこなう案の修正・追記、そして一番右側に審議会当日の事務局の回答に対する補足説明を載せております。本資料の説明は、表の右側二列に記載した審議会後の事務局の対応についてさせていただきます。

はじめに上から二段目、田中委員の質問の二つ目ですが、本方針の10ページに関して、『「歴史」の記載は景観には見られるが、「第1節土地利用の方針」には見当たらない。』とのご意見をいただいております。事務局といたしましては、前回「海浜植物ゾーン（本町地区）が該当するものと認識している。24ページで任意エリアに含めている。52ページにも歴史について触れている。」旨の回答をいたしました。今回補足説明といたしましては、一番右の欄になりますが方針案の5ページ、第1章「共通編」の上、「全体構想」にある四つの方針、こちら四角で囲っているものですが、この方針のうち「優れた観光資源の活用」で歴史的遺産を含めた観光資源を活かした施策の展開という事で記載してございます。

次にその下、上から三段目でございますが、本方針案の16ページにおいて、『景観形成のための学習とルールづくりについて、「景観形成のための学習」とは何のことを言っているのか分からない。』また、『項目が今は一つだけなので、その他具体のものを増やして分かりやすくできないか』とのご意見をいただきました。事務局といたしましては、ご意見を踏まえ二枚めくっていただいて、お題に「第4節景観形成の方針」と書いてあるページをご覧ください。このページの右下「景観形成のための学習とルールづくり」のところで、赤枠で囲っている括弧書きの部分を追記させていただきたいと思います。なお、この修正の案につきましては、事前に本日欠席されております田中委員の方にもご覧いただいて、意見はございま

せんというお言葉をいただいております。

次に一枚戻りまして、右下に 3 ページとあります、神代委員からいただいたご意見の一番上をご覧ください。本方針の 11 ページ、12 ページについてですが、『新港地域に「エネルギー」という言葉を入れた方がよい』とご意見いただいておりますが「エネルギー」という言葉が（「都市居住」検討地区）、市街地の方にも入ってしまっている旨のご意見をいただきました。事務局といたしまして、ご意見を踏まえ「都市機能ゾーン」のサブタイトルをわけて表現する事といたしました。

一枚めくっていただいて、横書きのページで土地利用の方針、ページ数でいくと 11 ページをご覧ください。この見出しのすぐ下、赤枠で囲っておりますサブタイトルを、「北海道のエネルギー供給と札幌圏の生産物流機能の一翼を担うゾーン」とし、次のページになりますが、同じ赤枠で囲ってありますが「都市居住」検討地区では、「札幌圏の都市居住機能の一翼を担うゾーン」とし、エネルギー供給や生産物流といった文言を削除した形で修正したいと思っております。

次に二枚戻っていただいて、3 ページの神代委員のご意見の一番下の欄をご覧ください。立地適正化計画の「成果目標について」記載の 26 ページについては、わかりづらいとのご意見をいただき、表示の仕方についてもご助言をいただきました。事務局といたしましては、ご意見を踏まえ 26 ページ及び補足説明として前回追加した 55 ページを全面的に修正しております。

二枚めくっていただき、右上に「成果目標について」と書いてあるページをご覧ください。26 ページはこのような、レイアウトを含めご指摘いただきました表示方法も踏まえてこのような形で全面的に見直しをしており、55 ページにつきましても資料の一番後ろになりますが、このような形で変更・全面的に修正をしているところでございます。

最後に、三枚戻っていただき、3 ページをご覧ください。一番下の欄ですが、会長から 24 ページ、立地適正化計画の任意エリアについて『道央圏広域サービスエリアについて、もう少し広げて良いのではないか』とのご意見をいただきました。今回、補足説明といたしましては、一番右に書いてございますが『エリア内の電力を再生エネルギーで全て賄う「再エネ 100%ゾーン」と、将来的に拡張性が見込まれる近接ブロックを合わせたエリアとして』でございます。この件に関しましては、スライドをご覧ください。こちらは「石狩市における再エネエリア設定を軸とした地産エネルギー活用マスタープラン策定業務」の成果報告書概要でございます。この事業ですが、ゾーンを設定しそこで消費する電力を風力・太陽光・バイオマスといった再生エネルギーで全て賄おうという、電力の地産地消モデルでございます。事業者は京セラコミュニケーションシステム株式会社、北海道電力株式会社、北海道ガス株式会社と石狩市となっております。左下、赤枠で囲ったところですが「2. 補助事業の概要」において「再エネ 100%ゾーン」についての記載と、エリアの図が記されております。現在このエリアにおいては、再生エネルギー供給施設やデータセンターの建設が検討されているところでございます。このような形で、本方針の立地適正化計画における「道

央圏広域サービスエリア」につきましては、幹線道路へのアクセスのしやすさに加え、この施策を踏まえ「再エネ 100%ゾーン」と、将来的に拡張が見込まれるその近接ブロックについて設定しているものでございます。

第4回都市計画審議会における審議内容と修正・追記及び補足説明については以上でございます。

<岡本会長>

はい、前回第4回の審議内容についての説明をいただきましたけれども、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。最後の説明はよくわからないのですけど。

<事務局：佐藤課長>

はい、補足しますと24ページの「道央圏広域サービスエリア」が紫色で囲った形でございますが、この一部に今企画経済部の方で進めております「再エネ 100%エリア」というものが、その中に入っております。その地区については、まずそのブロックについてのエネルギーをバイオマスですとか、風力、太陽光、そういった形で自賄いする。そういったところに、例えばデータセンター等も立地する様な形で、まずはそのような環境、自賄い出来るエネルギーを使って、最近であればブラックアウトにも強い、その地区だけが独立するといえますか、他の影響を受けない強靱な地域をつくろうというのがございます。そういったものを軸にして近接のブロックについては、効果を滲み出し的に享受出来るようなところについて、その効果を波及させていこうという事で、また企業立地なんかに繋げていこうというのが狙いでございます。今回は RE100、再生エネルギー100%ゾーンに近接したブロックを、今回「道央圏広域サービスエリア」という事で設定して、地区の将来的な滲み出しの効果等も受けようというところで設定している部分です。根拠としてはこういう事業があって、それに寄りかかっていくというような地区だということなんです。

<岡本会長>

はい、そうなんです。実際けれど技術的には交通量の多い道路をまたいだ形での滲み出しという表現になっているので、再生エネルギーを活用するにあたって道路下掘って電気通すようなケーブルを渡すとかいう、かなり大がかりな話になるかも。

<事務局：佐藤課長>

そういう部分もあるかもしれませんが、スライドではその地区に電気を供給する部分において、例えば図面でいきますとそのエリアから右の方に、新港南1丁目、一期用地というような地区でございますが、そういったところに風力ですとか太陽光発電等も、電気の供給源としてもってこようとか、色んな部分から集めてその地区に集約して、その地区の自賄いがきっちり出来るようになったときには、近接ブロックの方にもその効果を波及させまし

ようというところではあります。そういったところで今回の「道央圏広域サービスエリア」という部分を、私ども設定しております。

<岡本会長>

はいどうぞ、中村委員。

<中村委員>

ちょっとお伺いしたいんですけど、データセンターはわかるんだけど「ゼロエミッション」とはどんな意味なんですか。

<事務局：佐藤課長>

ここで行きますと、自賄いの太陽光、風力ですとか、それからバイオマスですとか、そういったエネルギーを自分たちで賄って他所からもってくる事なく、その中でエネルギーを賄いましょうというところなんです。そういう地区で今その代表として、データセンター等を使っているというところで、ゼロエミッションデータセンターの詳しい名称の付け方というのはわかりませんが、まず自分のところで全部賄ってしまい、他の発電所等から高压線でずっと電気をもってくるのではなくて、自分のところで発電機をまわすようなものですから、他で停電になっても自分たちは停電がないだとか、そういったところで強さを発揮した地区にしたいというところなんですね。

<中村委員>

はい、わかりました。

<岡本会長>

はい、長原委員。

<長原委員>

確認だけしたいんですけど、配電ルートっていうのは今先生がおっしゃったように道路渡すときは高架ですか、地下ですか。

<事務局：佐藤課長>

それについてはわかりません。今の風力発電や、大規模な太陽光ですとか、それらについて大きな高压線ですとか、そういったところは北海道電力さん等のルートにのらなきゃいけないような状況ですけども、こういった場合においては自賄いでやるような部分でしょうから、そういった事でいくと対応する容量が任せられるものが、地下なのか、ケーブルなのか、それはちょっとすみません、そこまでは勉強しておりません。

<長原委員>

自営線って書いてあるんだから、自分たちで線を自営すると。北海道電力の送電線を利用するという事ではなくて、自分たちで線をつくるという意味だと思うんですが、わかりました。また別の機会に確認させていただきます。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。「道央圏広域サービスエリア」という名称で書いてあって今の背景があるから、それに隣接する範囲としてもここを設定していると。ついてはここで機能して欲しい業態ってきっとあると思うんですよね、データセンターであつたりとか就業者の利便性向上を図る、地域の活性化・振興施策に資する様なエネルギーを自賄いにして欲しい存在がここを活用していくというような形なんですね。

<事務局：佐藤課長>

防災ですとかそういったものにも強いですとか、例えばブラックアウトの時ですとか、何処かで高圧線が切れてしまった時にも稼働しているような、最低限石狩にですとか、それから近隣にもですとか、まわりには緊急輸送道路なんかもございますし、そういったネットワークを駆使した中で少しでも強靱化に資するような土地利用ができればいいなという部分はございます。中々滲み出しの効果をつくるには、その地域をまずゼロエミッションの部分で満たされていかなきゃいけないという事もあるでしょうが、これから強靱化を進めるという事は世の中にあたっては目指す方向として間違っていないのではないかという風に考えております。

<岡本会長>

はい、わかりました。ありがとうございます。それではよろしいですね。では、前回の審議内容に関してはここで終了にして、本編の方の第4章「緑の基本計画」及び第5章もと思うんですけども、その二つについて事務局から順番に説明いただきたいと思います。お願いします。

<説明員：木本主査>

はい、続きまして「石狩市都市整備骨格方針（案）」の説明に入らせていただきます。本日は、第4章「緑の基本計画」から順にご説明いたします。

資料の29ページをご覧ください。「緑の基本計画」についてであります。石狩市の現状と今後の目標につきまして、「市域のおよそ7割が森林」であり、「親水空間が豊富」で国定公園もございます。さらに現在の計画にございます「10万本植樹運動」も継続しておこなわれている状況でございます。また、市街地に目を向けますと、令和元年現在本市の一人当たりの都市公園面積は23平方メートルという事で、全国平均の10.3平方メートルを大き

く上回っている状況でございます。将来においても市域全体を捉えると、緑地は十分に確保されるものと考えてございます。これらのことから、これまでの計画のような緑の量を確保する、という数値目標に関しましては設定いたしません。量より質を重視した様々な取り組みを推進いたします。

次に「緑の方針」についてであります。次の 30 ページをご覧ください。項目といたしましては、今までの計画の施策を引き継いでございますが、新たな考え方として、地図の右側、真ん中より少し下側になりますが、「水とみどりのネットワークの創出」のところをご覧ください。この四つ目『スポーツ振興エリアの設定の検討』、その下『公園長寿命化計画に基づく、計画的な公園リニューアルの取り組み』、その下『公園等の多面的な利用の検討（子育て支援や高齢者社会への対応）』を盛り込んでございます。大きな方針といたしましては、原則公園や緑地の新たな設置はおこなわず、今ある公園、緑の機能更新や他用途への有効活用を図っていく事を、今回盛り込んでございます。「緑の基本計画」の説明は以上でございます。

次に、第 5 章は「住生活基本計画」について記載しております。「住生活基本計画」につきましては、本方針にこのように組み入れる事により、ご覧いただく市民の皆様には都市整備に係る統一性・整合性の図られた計画として、見ていただけるようにしてございます。なお、11 月 28 日に開催した第 3 回の本審議会でもご説明させていただきましたが、この「住生活基本計画」につきましては内容の審議はいただかない事としてございます。以上 39 ページまでが、第 1 章から第 5 章までのいわゆる本編となっております。

次に、第 1 章から第 5 章までのご説明させていただいた内容に至った経緯、根拠、データである「資料・解説編」「分析・データ編」について、簡単にではございますがご説明させていただきます。

41 ページをご覧ください。こちら目次となっております。「資料・解説編」と「資料・分析データ編」の二項目で構成しております。

43 ページをご覧ください。ここでは「ゾーン別概要」といたしまして、ゾーンごとの目標や主な地区を表で表しております。

44 ページから 53 ページに渡りまして各地区の地域特性、歴史、現状、そして課題を盛り込んでございます。

54 ページは、今回の本方針策定にあたっての背景、考え方を記載しております。上の枠で囲まれたところの一番下に、前回の計画の「6 つの暮らしぶり」を継承し、基本ベースとする事を記載してございます。

次に 55 ページは、立地適正化計画の成果目標についての補足説明のページとしておりますが、このページにつきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、本日お配りした資料の最後のページ、こちらの方とそっくり入れ替えさせていただきたいと思っております。

次に 56 ページに関しましては、緑の基本計画に関連して、緑地の現況図、次の 57 ページ

には緑地の総括表、58 ページ、59 ページでは対象とする緑地として、公園や緑地の種類、概要や表等で表しております。

60 ページは、先ほど、本編の緑の基本計画でも若干ご説明させていただきましたが、都市公園のリニューアル・多面的な利用についての考え方として、有効活用のイメージ図と具体例を記載しております。

次に 61 ページから 62 ページにかけて、住生活基本計画の資料として公的賃貸住宅の種類、世帯数の推移や、目標管理戸数の推計を記載しております。

64 ページからは「分析・データ編」となっておりまして、66 ページから 81 ページまでが、石狩市の概況となっております。計画を策定する場合は、この項目が計画の一番はじめにきているものが多いかとは思いますが、本方針においては後ろの方に盛り込んでおります。

続きまして、82 ページから 89 ページの上のグラフまでが、土地利用や建物の活用状況についてのデータをお示ししております。

89 ページの下グラフから 95 ページにかけて、将来の人口推計や人口密度について、市域全体や地区ごとにグラフや図で表しております。

96 ページは地価公示価格の移り変わり、97 ページ上のグラフは空家の状況、同じく下の図は災害に関する指定区域図を示しております。

98 ページからは、商業や福祉、子育て支援施設やバス停等からの徒歩圏の範囲を図示しております。

最後の 115 ページは国勢調査の調査区よりもさらに細かい 100 メートルメッシュでの人口密度の状況と、国勢調査で示される D I D 地区、人口集中地区を図示しております。これらデータの基となるデータにつきまして、建築物に関するものは都市計画法に基づく基礎調査といわれるもののデータが主であり、人口に関するものは、主に国勢調査や国立社会保障・人口問題研究所のデータを出典基として、推計の基礎データとしてございます。以上で資料に関しての説明を終わります。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。本日も審議いただき、答申をいただきましたら、本方針の最終的な決定をおこなった後、立地適正化計画につきましては、3月上旬を目処に事前周知をおこないます。これは、前回ご説明させていただきましたが、誘導区域以外での開発行為、建築行為については届出義務が生じる事から、予め市のホームページ等でお知らせする期間を設けるものであります。その後、年度が変わります4月1日を目標として、本方針を運用していきたいと考えてございます。「石狩市都市整備骨格方針（案）」の説明に関しましては以上でございます。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。「緑の基本計画」をまず説明いただいた後、第5章は中身

の話ではないのでという事で特に紹介はなしで、その後資料編、解説編の内容についてさらっと説明いただきました。今の説明等についてご意見ありますでしょうか。

<神代委員>

ちょっと伺ってもいいですか、前回もご説明をいただいていたと思ったんですけど、第5章の「住生活基本計画」はパブコメの段階では計画がまだ出来ていないという事で、市民の方にも公表できない形だったと思うんですけども、今回は前回から説明いただいているところで、これが審議にかからない、かけない理由ってというのが、いまいちょっとよくわからなかったんですけど、もう一度教えていただいてもいいですか。

<事務局：佐藤課長>

この構成計画自体、全体をまとめるのが「都市整備骨格方針」という風になっておりまして、その中で「都市計画マスタープラン」、それから「緑の基本計画」、それから「立地適正化計画」、これについては国土交通省が定めます、長期のまちづくりに関する計画でございまして、これについては個別につくるよりも全体を通して同じ方針を基につくった方がわかりやすいだろうというのがございまして、これは一括りでございます。実際「住生活基本計画」については、国の基本計画を基に、また北海道の基本計画を基に、市がそれに対してどういう形でやっていくかという計画を定めるものです。これを本来別々やるか、やらないかという事を私ども検討した結果、この人口減少の中、今後市で考える住生活というのをどういう風に考えていくか、それから住宅自体は市民それぞれ個人の持ちものではありませんが、まちづくりの部分、それから色々規制がかかる部分については、やはり関連をしてきますし、また今後人口が減って、住宅等を有効利用していくときに、耐震化ですとか、古い住宅をどうしていこうかという部分は、やはり切っても切り離せない部分があるだろうという事がございまして、先ほど申し上げた都市計画系のパッケージの中に、この「住生活基本計画」も入れて市民に見ていただいた方がわかりやすいのではないかというのが、まずゴールの方向性でございます。しかし、手続きに関していきますと、「住生活基本計画」の部分については、この都市計画審議会に諮問させていただく部分では、ちょっと馴染まない部分がありまして、というのも都市計画審議会については、それぞれ法で定めるような、例えば「立地適正化計画」については、この審議会に諮らなければならないですとか、それから「都市計画マスタープラン」については、市の計画としてつくったものについて、審議会の方に意見を聴くですとか、法律上の体系等もございましてそういった部分でわけてございます。「住生活基本計画」については、最低限パブリックコメント等を経た上で、市が責任を持って決定するというような括りになってございます。パブリックコメントについては、この「都市整備骨格方針」と同時期にやっておりますが、「住生活基本計画」については意見がなかったという事で、今最終的な庁内での審議をおこなう予定でございまして、決定に向けて進んでいて、その結果をこの「都市整備骨格方針」の枠組の中に入れてさせていただいて、

この一冊にまとめるという様な考えでございます。若干ちょっと毛色の違うものを、ここの中に綴じ込むというところでございます、それぞれその生い立ちによって手続きが若干違うものですから、この中から外しているというところです。よろしいでしょうか。

<岡本会長>

はい、お願いします。

<神代委員>

意味合いはわかりました。都市計画の流れと住生活基本計画の流れで審議会にかけるものとはちょっと違うけれども、今回は四本で一本というところを出されているという事だったと思うのですが、今回の「立地適正化計画」が新規で出来てる中で、居住エリアを今後どうしていくかというところの目標が、新しく出来てると思うんですよ。なので、公営住宅を含めて、市は優先的に人を集めたいエリアにどういう風にしていくかという事を考えていくと、「住生活基本計画」とのリンクというか、整合性とかがあるべきものなのかなという風に感じていたので、もう少し「住生活基本計画」にも具体的なもので、見てわかるような関連性が出てくるのかなと感じていたんですね。なので審議しないのかな、なんて思っていたんですけど、意味合いはわかりました。ありがとうございます。

<事務局長：清水部長>

ちなみに住生活基本計画につきましては、違う課で策定しているんですけども、この「都市整備骨格方針」のワーキンググループに入っていて、方向性は共有していただいています。ここに取り込んでいる部分については、本当に「住生活基本計画」の一部を載せさせていただいてるんですけども、神代委員がおっしゃられたような誘導をかけるという部分では、やはり居住誘導区域にある程度は集約していかないと、おそらく市営住宅にお住まいされる方々も医療の部分であったり、買い物部分だったり、色々やはりお困りの部分が出てくる事あるでしょうから、その部分はそれぞれの地域とうまくバランスをとりながら、最終的な総枠と誘導するものという形になっていくのかなと思います。ですから、そういう意味ではきちんと整合を図った形で進めているつもりではありますので、よろしく願いいたします。

<神代委員>

はい、わかりました。

<岡本会長>

はい。他いかがでしょうか。はい、長原委員お願いします。

<長原委員>

「緑の基本計画」の第4章よろしいでしょうか。印象的な事でまず申し上げますと、申し訳ないですが、もともと石狩市の「水とみどりの基本計画」というのがありまして、それを引き継いだこの計画という風に説明を受けています。もともとの「水とみどりの基本計画」、本来は緑の基本計画ですが、そこに「水」をつけたんですよね。それには意味がありまして、「水」をつけたという事は、生活環境の中で単なる緑という風に限定しないで、水を含めた全体の計画の一つにしようという、「水とみどりの基本計画」の最初の出発点、理念というのがありましたよね、考え方として。これがまた、ここへ来ると「緑の方針」という事で元へ戻ったというか、言い方悪いかもしれませんがそんな印象を受けます。それからまたあわせて、「水とみどりの基本計画」はページ数は忘れましたが、元々の計画はかなりの大冊なんですよ、かなり分量がある内容なんです。確かにここに29ページにこの策定の方針が書いてありますので、その方針に従ってつくったという意味合いはわかりますけども、それにしてもこの今までの計画は、ほとんどこの「緑の基本方針」と30ページの1ページに集約されている。これでいいんだろうかなと思って、もう少し取り入れるべき課題は、かなりあったのではないのかなと、特に後の資料編にあります都市公園の有効活用の具体例の話だとか、その他水の親水空間の有効な今後の取り組みだとか、項目としてはここに並んでいるのはわかりますけども、もう少し全体として具体的な記述が必要だったんじゃないのかな、という印象を受けてます。その辺はどういう事だったのかご説明いただけますとともに、これのぶら下がりというか、これに関連する水と緑についての方針というのは他に色々あるのか、それともこの関連でこうなったのかという事を含めて、もう少し詳しいご説明をいただきたい。基本になるのが1章、2章、3章、4章という事で5章の住生活がね、ちょっと離れた感じという事はわかりますが、「都市整備骨格方針」の基本を成すといえますか、重要部分をなす「緑の基本計画」が29, 30の2ページで、29が前書きで30ページの1ページのみというのも、バランス悪く感じてしょうがないんですけども、これわたくしの勝手な感想でしょうか。ちょっとご説明いただければと思います。以上です。

<岡本会長>

はい、事務局お願いします。

<事務局：佐藤課長>

私どもも随分悩みました。どうしようかというのは悩みました。まず「水とみどりの基本計画」、わたしが理解する部分においては、当時平成13年につくった計画、その時は合併前で市域としても今から考えると旧石狩の分で、市街地とそれから生振の農地、右岸地区の農地、高岡にはちょっと丘陵地がある、そういったところで緑の部分、例えば公園であったり、それから大きな川の河川敷であったり、海があつて、港湾の部分では一部海浜公園があつたりという事で、意外と近い狭い部分で緑だけでなく、水も同じように皆さんの生活に潤い

を与えて、動物の生育の環境なんかも、ネットワークの中で保たれていくんだというような部分があって「水とみどり」という様な事でありました。今回、これをつくるにあたって、合併後の面積で見ていきますと、保安林や国有林ですとか、そういったものが非常に多い部分で緑が7割あって、昨今の公園ですとか、そういったものも昔の、人口に対して少しでも多くの面積をとというようなものじゃなくて、人も減ってるし、面積も増やす事なく量より質という事で、それは北海道の方の緑の計画もそういう方向転換をした部分でございます。水と緑のといった部分の「水の」については、そういった面積が広がった部分もありまして、緑が多いという事もあって、「水」は実際落としてしましました。ただ緑はいっぱいあると、ただ気持ちとしては緑のネットワークだとか、そういったものがこの文章の中にきっちりと、その心は忘れずに入れたつもりではございます。これが私どもの提案なんですね。それと「水とみどりの基本計画」は凄い大冊でした。中身読みますと職員なんかが愛を込めた可愛い絵が描いてあったり、見ると非常に心が和むんですね。さすが「水とみどりの基本計画」ってくらいですが、ただ書いてある部分が前回の「都市マスタープラン」と、緑地の保全、それから創出の取り組みだとかっていう部分でいくと、随分と重複する部分でございました。そういった重複する部分についてどういう風にしていこうか、結局二冊を読んだ時に同じような事が書かれてて、実際あれだけのボリュームを読んだ中で同じような事ばかり読まされるっていうのもちょっと困るなっていうのもありまして、そこもシンプルにズバっと切ってしまったのが今回の計画なんです。そういった事も踏まえまして、この30ページにある「緑の方針」っていうのは、「都市計画マスタープラン」の中にもありました緑の保全、創出の取り組みを踏まえてですね、ここにシンプルに書いたと。シンプルに仕上げるというのが今回の計画でしたものですから、そういった形にいたしました。それから例えば60ページのこういった事を受けてどういった取り組みをしてくか、という事で60ページ等に、こういうイメージ図等描いてございます。例えばというような事でこの計画の中では例示しておりますが、これを受けて個別の計画の中でもっと柔軟に対応していくようにまた所管の方とも連携を進めながら掘り下げていってございます。そういった計画についてはまた後々、個々の計画の中でお示し出来るのかという風に考えております。私からは以上でございます。

<長原委員>

これに対する関連計画というのはあるんですか。

<事務局：佐藤課長>

公園の長寿命化計画ですとか、そういったものの中で個別に検討していくような形になります。

<長原委員>

最後の方におっしゃった「水とみどりの基本計画」の今後さらに検討していく必要があると、個別の計画の中でというお話がありましたけども、そういう個別の計画という点では、すでに公園計画ありますけども、それ以外に水と緑に関連した計画は何かありましたでしょうか。

<事務局：佐藤課長>

水と緑に関するものとしてはですね、今の部分としては具体化したものはないかもしれません。

<事務局長：清水部長>

公園を担当する部局はまた違う課になるのですが、ここの 60 ページに書いている事を、もっと具体的に地域の人たちと議論しながら、公園づくりの方向性を今後「都市整備骨格方針」が出来た後に、地域に入って議論しなきゃいけないという事は担当課の方にもお話ししています。特に石狩の場合、花川北地区においては非常に高齢化が進んでおります。そういった中で今ある街区公園の遊具をそのまま壊れたから直して、ピカピカにするのがいいのかどうかという部分は、これまで議会でもご議論いただいていますし、地域からもご意見いただいています。ですから地域特性を考えて、直すのであれば元通りに直すというよりは、遊具のない公園にして、遊具をもっと立派に沢山、ボリュームのあるものをどこか一箇所の大きな公園に集めるとか、そういった議論を始めたいなという風に思っていますので、今は公園のお話になりますけれども、当然地域の方々とお話しをしながら水のお話も発展的にしていければという風に思っているところではございます。大きな公園づくりの、あるいは河川敷であったり、そういった親水空間の活用の仕方というのは、もう少し議論して方向性を打ち出すような、公園づくりビジョンみたいなものは、これとは別に必要になるのではないかなという風に思っています。

<長原委員>

現時点で、これにさらに何かを追加するのは中々困難な話ですから、ここまで検討してきた内容なので、今のお話で承っておきたいと思いますが、私の希望として言えば、今の部長さんからお話がありましたような内容、つまり簡単にいうと「水とみどりの基本計画」からもってきた内容からすると、シンプルはわかるのですが、し過ぎかなと。それから全体のバランスがちょっと悪いかなという風に思っていますので、これからの「緑の方針」という事の中で、水と緑のネットワークの創出とか課題としては掲げられていますので、それをさらに具体化するという点で、ぜひ積極的な今おっしゃったような、公園整備計画等で位置づけていただきたいと、検討していただきたいという事を要望したいと思います。水の親水空間って簡単に言葉使いますけど、この間 20 年 30 年取り組んで来たけど中々進まないんで

すよね、具体的には。そういう思いも私としてはもっていますので、今後市民との議論を含めてこの方針に基づいた具体的な計画づくりを更に強めていただくようお願いをしておきたいという風に思います。以上で終わります。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。はい、中村委員お願いします。

<中村委員>

「緑の方針」に「生物多様性の確保」ってありますよね。発寒川、南コミセンの辺りですね、発寒川のところで畑をつくっているんですよね。畑をつくっているという事は殺虫剤まいたり農薬をかけたりしますよね。そうするとやっぱり水生生物とか、川辺に生えている草なんかに影響があると思うんですよね。下の方に河川敷の緑化活用とありますから、畑つくるのも利活用のうちに入れば入ると思うんですけど、やっぱり河川敷はああいう耕作、畑なんかつukらないほうがいいのではないかなと思うんですけど、結構な沢山畑つくっているんですよ、河川敷に。という事はやっぱり農薬、殺虫剤入りますからね。そうすると、水生生物から川辺に生えている草等にも影響を及ぼすのではないかなと思ひまして、耕作時期になったら巡回して注意するようにしてもらったほうがいいのではないかなと思うのですが、以上でございます。

<事務局：佐藤課長>

中々、難しい問題なのかもしれませんが、生物多様性といった部分でいくと、まず考えていますのが、河川敷だとかそういったところは動物の生育の場所で、それが限られた場所ではなくて色んなところに点々と活動出来るようにという事で、例えば河川敷と防風林が重なっていたり、防風林と畑がくっついていたり、畑から森になったりという事で動物たちも広い生育環境だとかがとれるのだと思うんです。そういったところで先ほどの水とみどりというところが大きな部分で大事だよというのがあります。それと河川敷の利用の部分については、そういった自然環境部分の他に、人間がその環境に悪影響を与えない部分での利活用もあるとして、そういったところでもっと掘り下げて見ていくと、おっしゃる通り農薬の問題だとかあるのかもしれませんが。人間が生きている以上、生きている事自体がもしかすると、自然の世界から見れば害なのかもしれませんが、その辺のバランスを少しでもみんなが理解して、こういったところで農薬を使わない方がいいという風につくっていく様な世の中も、そちらの方も忘れずに私たちも注視しながら、こういった緑と水を守るような計画をつくって、ただそういった一面もあるんだという事を認識しながら、計画の遂行に努めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

<中村委員>

はい。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。はい、梅本委員お願いします。

<梅本委員>

今ちょっと議論していた「緑の基本計画」の部分なのですが、都市計画公園は全国の平均より数値的にも多く、都市においては森林の面積も多いという事で、数値的目標は定めないという、これはちょっと理解出来るかなと思うのですが、今後その質を高めていきたいという中で、資料編の 58 ページの中で、緑地としては先ほどの「都市公園」とか、施設の緑地の部分と後は下の方にある法律で定めるような緑地、例えば「風致地区」ですとか「緑地保全地区」とか、ここで定めるようなものがあると思うのですが、57 ページを見ると石狩市さんでは今のところ、この法で定められている「風致地区」とか「緑地保全地区」というのは、今はないという事ですよね。法で定められているものは、河川敷地とか保安林とか民有林ですかね、そういう事でどちらかというと他力的なものであると、法律的にですね。質を高めるというという上で、市さんが改めて法律で定めたそういう「緑地」とか、「風致地区」とかそういうのは今後何か定めてそういうところの緑の質を高めるというのは計画というのがそんなのは特にないのでしょうか。

<事務局：佐藤課長>

まあ、この計画をつくる段階で例えば「風致地区」ですとか、そういったものについてどうしようかというような部分はありませんでした。前回の計画の中でも将来的にはそういう事もちゃんと検討した方がいいのではないかなというのもありまして、今の段階でみますと大きな緑、例えばここにいけば紅葉山砂丘というのが花川北ですとか、そちらの札幌側、発寒川寄りにあったりするのですが、そういったところの緑についてはやはり注意して見ていかなきゃならないところなんだろうなと、今後の土地の使われ方について何か規制をしなきゃいけないだとか、考えなきゃならないだとかという時には、十分こちらとしても、アンテナを張りながら、注意していこうというところで考えておりまして、今のところはそこについてはこうすべきだというような方針はもっておりません。ただ、注意すべき区域という事で、私どもは注視しているというところです。

<梅本委員>

私もちょっと全道色々見ているものですから、その中でいくと市町村さんによっては、ただ放っておけば無くなってしまふような緑の区域が、歴史的な事もあって保存する意味で、法律的な区域を定めたりしているのを見た事もあるのですが、市さんでそういうのがも

しあるのであれば、この計画の方ではその辺の法律的な地区の話というのは一切触れられていないものですから、どちらかという自然の緑を大事にしましょうという話と、あと資料編では都市公園のリニューアル的な話とかができますけども、法律で守っていくとか、そういう部分がちょっと記載的には見られなかったんで、その辺どうなのかと思いました。

<事務局長：清水部長>

先ほど課長が言いましたとおり、何か積極的に仕掛けているところは残念ながら状況なんですけれども、石狩は国有保安林と民有保安林、その保安林指定されている緑で守られておりまして、それがまた市民の方々にとっても非常に大事な緑という認識がされますので、その部分の縛りというのはかなり効いているのかなと思ってまして、そこは私も大事にしていきたいなという風に思っています。それと先ほど課長の話の中にもありましたが、紅葉山砂丘がある辺りというのは、一部市街地になっているところはどうしようもないのですが、基本的に市街化調整区域に指定されていますので、大きな開発的なものはあまり生まれてこないのかなと、そういう意味では風致地区という形の部分が一番望ましいのかもしれませんが、それは地権者の了解が得られなきゃいけないので、そうすると地権者さんが複数いらっしゃるんで、それを実現するのは難しいという中で市街化調整区域のままであれば、ある程度開発は抑えられるのかなという風に思っていて、中々前向きな指定に向けた位置づけは手が出せない、そういう状況でございます。

<梅本委員>

具体的には出せないって事ですね。わかりました。

<岡本会長>

よろしいですか。はい、伊藤委員お願いします。

<伊藤委員>

私たちが北のほうに住んでいて、緑という部分では日常的に接している部分があって、理解はもっているんですけど、やっぱり花川の人たちにとって見れば、国有林がどの辺にあって70何%っていうのは、どういう割合で石狩市内には存在しているか、どこか1ページくらいそういうのがわかるような分布図、今言われているようなそういうものがあってもいいのかなって、今すぐどうっていうわけではないですよ。ただ水源涵養林とか防風林とか色んなものがある、そういうのがやっぱりパッと1ページで見れるようなものが資料編の中についていけば意外といいのかなと。ただ農地に関してもやっぱり農振法の網がかかっていますとか、そりや部局がちょっと違うという部分もあるので中々難しいところがあるかもしれませんが、そういうのもわかりやすく分布図みたいのをつけてくればよいような気がします。だからってすぐつけれという訳じゃないですけど、以上です。

<岡本会長>

はい。今のお話については何か回答ありますか。

<事務局：佐藤課長>

若干、スケジュール的にはご猶予いただいている部分もあるかという風に、そこに甘えさせていただくわけじゃないですが、出来るだけわかりやすいように、皆さんに届くようなものを、すぐにとはいかなくてもちょっと検討していきたいと思います。ありがとうございます。

<岡本会長>

はい、よろしいですかね。いずれにしても皆様方非常に重要なご指摘をいただいたという風に思いますが、僕もお話を伺って気になった事がいくつかあるので補足的にご説明いただければなと思ってちょっと幾つか出します。

まず、この計画の位置づけの確認になると思うのですが、「都市整備骨格方針」で四つの計画をまとめて提示した後、それを事業化、また具体化するとか、中長期のものをもう少し目に見える形で実行に移していくための実行計画みたいなものは、適宜入ってくると思うんですけども、その細かな対応に類する計画というものが、どのくらいあるのかというのは、どっか触れておいた方がいいような気もするんですよね。資料編なのかもしれないですが、この「都市整備骨格方針」があって、その方針がどの計画にこう刺さっていくのっていうのを、今あるものについては名前あげとくべきでしょうし、今後やらなきゃいけないと思っているけど実際にはまだ動いてないっていうものは、何か表示しないのか、点線で囲ってこういう事も検討しなきゃいけない、実現のための計画として考えなきゃいけないよね、という風に考えているのかわかんないですけど、方針の刺さり込む先っていうのが、もう少しわかるような資料がついているといいのではないかなって、ちょっと思いましたので検討いただきたいと思います。そういう風に思ったのは先ほどあった「住生活基本計画」もそうですし、水と緑の方もそうですけども、住生活についてはエッセンス、重要なところを取ってきて載せているみたいな発言もありましたから、それなら住生活基本計画もまた別冊でどーんとあるのであればよくわからない仕立てになっちゃっているのかなと思ったり、「水とみどり」についても項目をあげて、それが刺さり込む実現を目指した段階というのが見えない、この前段の計画の厚みがあったものも踏まえて、それを反映してどういう手段なり、どういう具体方策に落ちてくのかっていうのが見えないっていうのは、すごく重要なご指摘だったと思うので、それを考えると刺さり込む先の現計画もしくは計画のイメージを表示できたほうがいいのではないかと、という風に思ったのでそれをちょっとお伝えしておきたいと思います。

あと、最後の伊藤委員からありました水源とかいう重要なキーワードがちょっとあって、札幌市の土地利用の審議会、土地利用の部会に出ていた時にやっていたのを思い出したの

ですが、マスタープランや立地適正化計画をさらに具体におとしていく時に、土地利用の方針とか、土地利用の計画が出てくると思うんですけど、その時に札幌市さんだと水源となっている森林の範囲内に水質を汚すような施設とか影響があるような工作物みたいなものをつくらないように土地利用の制限をかなり厳しめに、今もあるんだけど、さらに厳しめに設定しますよっていう様なストーリーをつくって水源周辺が守られるようにするっていう事をやられているんですね。それは市街化区域と市街化調整区域で、もちろん役割は分担していて、市街化区域の土地利用と、市街化調整区域の土地利用で別口で仕立てるわけですけども、市街化調整区域にはその様な命にかかわるような部分も担っている機能があるので、建物を建てないとか、景観上よくないものを建てないという話以上に水質が守られるようなとか、土砂災害にあってしまいそうなどころには建てさせないという、別の切り口で土地利用のルールを厳しめに設定するというプロセスもあったので、その辺も今後「都市整備骨格方針」をベースにもう少し具体的な土地利用の中身とかを、あるタイミングで検討されると思うので、その時によく反映して考えていただければなという風にちょっと思いましたので、発言しておきたいと思います。よろしいでしょうか。はい、神代委員お願いします。

<神代委員>

せっかくなので確認させていただきたいんですけど、20 ページの「目指すべき都市の骨格構造」のところに、先ほど話題になった「道央圏広域サービスエリア」の部分が「石狩湾新港地域の施策推進エリア」という風な言葉で載っていると思うんですけども、24 ページの方には「道央圏広域サービスエリア」という名前にしたというのは、何か理由があつての事だったでしょうか。「道央圏広域サービスエリア」という風な名前というのが、ちょっとどうなのかなと思ってまして、この名前で設定しなきゃいけなくなった理由を教えてください。

<事務局：佐藤課長>

実際の石狩湾新港自体は、石狩市だけでというより国の施策の中で動いている地区でございまして、また石狩湾新港は北海道の中の道央圏の中で、例えば道央圏連絡道路ですとか、国道の数々、色んな幹線道路で結ばれた中で位置づけられてるといったところです。この計画自体が、石狩市自体が「北海道を支える国際物流・エネルギー港湾都市いしかり」というのが目指す都市像で、この計画を象徴している部分でいきますと、ちょうど「道央圏広域サービスエリア」っていうのが、石狩の中でいけば一番交通の便もいいところで、交通の要衝というのもありますし、それが国策の部分での事業展開が表れた結果でございまして、そこはちょっと大きく出てこういう名前をつけたということです。石狩だけの小さい名前だけじゃなくて、国の施策の中で色々練られて展開された港湾を抱える地区だと、そういうのを道路ネットワークや、その先の空港ですとか、そういったものを踏まえてつくられた地区だという事で「道央圏広域サービスエリア」という風な名前にいたしました。

<神代委員>

実態としては、100%再エネエリアというところがメインになるんですね。コストコの計画のエリアは入ってないですか。

<事務局：佐藤課長>

まず、RE100 については効果の滲み出しが期待出来るような地区の方が、さらにセールスする部分ですとか、発展する部分ですとか、そういった部分については軸になるだろうという事で、近接したブロックも含めて表示してあるんですね。

<神代委員>

なるほど、RE100 の特徴としては地産地消のエネルギーなので、そういった意味合いを考えると「道央圏広域サービスエリア」ってイメージとしては違うかなと私は思っていたので、ここのエリアがどういったものなのかという事を示す上ではちょっと、実際に説明を受けた私たちはわかりますけど、これを見た方にはちょっと伝わらないかなというのは感じました。

<事務局：佐藤課長>

実際データセンターですとか、そういったものが例えば計画されているだとか、だとすればデータセンターなんてどこのためってというのは、あとはもうネットワークで繋がれている部分についてはすべてのためでするので、そういったところでいくと災害だとか地震それから地震の発生の頻度ですとか、それから津波ですとか、そういった災害のレベルが他様と比べるとちょっと語弊があるかもしれませんが、頻度はちょっと少ないだろうと。そういうところにまして電気ですとか、そういったインフラ関係も自賄いで強靱な地区となるという事で、ここについてはセールスしていくというところであります。

<神代委員>

はい、わかりました。イメージ出来ました、いいです。

<岡本会長>

はい、災害対策等で電量の自賄いという個性が強く発揮出来るというのは非常に重要な事だと思います。一方でそれを民間の商店、大規模小売店が利用するとなると、やはり災害時には真っ先に地域に貢献してくれるかどうかというところまで、協定なりをしっかり結んで、地元の人が困ったら優先的に地域の人を助けてあげますよというような形までいかないと変な話になっちゃいますよね、バランスとしては、というのはちょっと気になりました。あと、もう一つだけ「水と緑」のところで 29 と 30 ページを見開いてみると、29 ページの上のオレンジのところが漢字で「水と緑」、30 ページのピンクの帯のすぐ下は、漢字

の水と、ひらがなの「みどり」で、表現が漢字だったりひらがなだったり、あと「水と緑の」って書いてあったり「緑の」って書いていたり、表記の言葉使いが揺れているので、これも正しい理解を妨げる要因になっているような気がしますから、その辺はきちんと整理して同じ表現で、同じ言葉の見栄えで表記された方がいいんじゃないかなと思います。

一通り貴重なご意見賜りましたけど、二回にわけているという事で、全体を通してですね、前回も1章、2章、3章とご審議いただきましたけども、そういえば言い忘れていたんだよねという事もあるかもしれませんので、全体を通して何かあれば一応確認のためそのような機会を設けたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。はい、それでは意見がほぼでたみたいなので審議自体は終了したいと思います。今回答申書を作成しなければいけないので、二点ほど委員の皆様にご確認したいと思うんですが、一点目が答申書の作成方法について、二点目が本日の審議を踏まえた形での本編の修正を事務局さんがする場合の、その確認方法の二点ですね。まず一点目の答申書の作成についてなんですけれど、表現とかは色々ご指摘ありましたが、全体としては変えろという話にはならなかったと思うので、全体としては支障なしという形でよろしいのかなと思います。第4回、第5回、前回と今回でお話をいただいて重要な指摘等もありましたので、その辺については事務局の記録等を基に列挙して整理したいという風に思っているのですが、これ以外に是非付帯意見として、これは申し添えておきたいと、付帯意見という形で出して置きたいという事が強い思いとしてあれば伺いたいと思いますけれども何かありますか。はい、長原委員。

<長原委員>

何回かこれまでも発言させていただいていますが、この行政計画ですが、最初からコンセプトにありますように市民にわかりやすくという事と、実際に市民の声を暮らしに大いに役立つような計画にしたいという基本的な思いがあったと思うんですね、だからこの複雑だった計画を一つにまとめて出来るだけシンプルにわかりやすく、これは発想、方向性として僕は良かったし、結果としてよかったなと思うんです。ただ、そうであるからこそ方針に基づいて、この計画が絵に描いた餅ではなくて、具体的に今後のまちづくりに実行され、活かされていくというような取り組み方を、今後さらにそれぞれの関連計画で進められていくと思いますので、是非具体的にこれを充実させ実行していくと、この方向性をご努力いただきたく、絵に描いた餅にして欲しくないという事だけ申し添えたいです。

<岡本会長>

はい、ありがとうございます。重要なお話だと思います。他、ありますか。よろしいですか。それでは今の、絵に描いた餅にしないように進めて欲しいという、とても重要な事ですので、是非肝に銘じていただいて進めていきたいと思います。答申書の文案については、僕の方にらせていただくという形でお願いしたいと思います。次二点目ですね、審議の結果の事務局修正について、修正された内容をどういう風に確認するかという事についてですが、

事務局の方で何かその段取りについて案をお持ちでしょうか。

<事務局：佐藤課長>

はい、まず前回までご意見いただいた部分については、本日前段でご説明させていただいたとおりで、今日いただいた修正等についても、今日の前段の部分とそれから今回も議事録を録っておりますので、それできっちり直す部分等は列挙させていただきます。そして先ほど長原委員からいただきましたような付帯意見ですとか、そういった内容については、会長様と内容を擦り合わせていただいて、まずは私どもの方で原案をつくって、それを会長様に見ていただき、皆様に見ていただいた方がいいという部分がもしあれば、それは改めて、私どもと会長様とのやりとりの中で、もし会長様がそれでよろしいという事であればそれで、皆様に諮れという事であればその部分だけでも諮るというような事を提案させていただきますがいかがでしょうか。

<岡本会長>

はい、今のご提案について委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか、わかりました。ではそのような段取りで進めたいと思います。加えて事務局から連絡事項はありますでしょうか。

<事務局：佐藤課長>

ございません。

<岡本会長>

それではいつもの段取りの話ですけれども、議事録の確認なんですけど議事録の確認と確定については私と伊藤委員でお願いしたいと思いますがよろしいですか。はい、ありがとうございます。それでは、今回も長時間にわたりご審議いただきありがとうございます。今日はこれで終わりたいと思います。お疲れ様でした、ありがとうございます。

令和2年3月30日 議事録確認

会 長 岡本 浩一

委 員 伊藤 一治
